

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告

－ 大学教育の構造転換に向けて－

中央教育審議会 大学分科会

平成 21 年 6 月 15 日

目次

はじめに — 大学教育の構造転換の必要性 —	9
------------------------------	---

第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及び その教育の在り方	12
--	-----------

1 現状と課題	12
2 公的な質保証システムの検討	14
(1)設置基準と設置認可審査における課題	14
(2)設置基準と認証評価における課題	16
(3)設置認可審査と認証評価における課題	17
3 学生支援・学習環境整備の検討	18
4 学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成	19

第2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方	20
---------------------------------------	-----------

1 現状と課題	20
2 大学の国際競争力向上のための方策	21
3 世界的規模での大学に関する評価活動への対応	23

第3 人口減少期における我が国の大学の全体像	25
-------------------------------------	-----------

1 現状と課題	25
2 大学全体に関わる事項	27
3 大学相互間の関係	28
(1)機能別分化の促進	28
(2)教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設	29
4 各大学の取組	30
(1)大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援	30
(2)大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化	31
5 情報公開の促進	32

はじめに—大学教育の構造転換の必要性—

中央教育審議会大学分科会では、平成20年9月11日の文部科学大臣からの諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けた審議を行っている。

大学制度の根幹を踏まえつつ、大学が、その社会的使命を果たすべく、より開かれた存在となるためには、大学教育の構造転換が今こそ図られなければならない。大学分科会では、そのための改革について具体的な検討に着手しており、これまでの審議経過を「第一次報告」として取りまとめることとした。

(諮問の内容と大学分科会の審議体制)

平成20年7月に政府によって閣議決定された「教育振興基本計画」は、大学に関し、平成20年度からの5年間で、特に重点的に取り組む事項として、教育力の強化と質保証、卓越した教育研究拠点の形成と国際化の推進等の施策を示すとともに、この「5年間で高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得る」としている。

このことを受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問「中長期的な大学教育の在り方について」がなされ、その具体的な検討が大学分科会に付託され、9月25日以降審議を進めてきた。

諮問の主な内容は、以下の3つからなっている。

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方
- (2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
- (3) 人口減少期における我が国の大学の全体像

加えて、(1)～(3)に関連する行財政システムの検討を行うとされている。

また、諮問理由説明として、具体的に審議を要する事項が示されている。第4期大学分科会は、本年1月26日まで7回審議を行い、同日付けで、審議経過を取りまとめた。

2月以降、第5期大学分科会として議論を継続し、これまで5回の審議を行った。その際、第4期と同じく、大学分科会が主導的に検討を行うことを基本とした上で、審議の機動性を高め、議論の内容を深化させるため、5つの部会と2つの委員会を設置した。

なお、大学分科会に設けた「大学教育の検討に関する作業部会」に、複数のワーキンググループ(WG)を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、調査・分析・論点整理を行っている。

本報告は、以上の体制により、大学分科会や、大学分科会に設けた「質保証システム部会」及び「大学規模・大学経営部会」で議論された内容等を踏まえたものである。

(大学教育の構造転換の必要性)

中長期的な大学教育の在り方の検討に当たっては、上記の教育振興基本計画のほか、これまでの中央教育審議会の諸答申の蓄積を踏まえる必要がある。平成17年1月の「我が国の高等教育の将来像」(将来像答申)において、今後の高等教育の在るべき姿や方向性について全体像を示したところである。それ以降、「将来像答申」を受けて、大学院教育と学士課

程教育の在り方について議論を行い、その結果をそれぞれ同年9月の「新時代の大学院教育」、平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて」（学士課程教育答申）として取りまとめている。

そうした議論の蓄積に基づき、今回の審議における基本的な問題認識として強調すべきことは、大学教育の構造転換の必要性である。

国内外を通じて、人口構造・産業構造・社会構造等が大きく変わる中、大学が、自らの構造転換に積極的に取り組み、社会に対する新たな役割を主体的に提示していくことが求められる。

我が国の大学教育は、依然として18歳頃から20歳代前半の若者が主たる対象であるが、現在及び今後の労働環境や社会状況の変化を見据えるならば、年齢を問わず、社会人等の多様なニーズを持つ者を対象とする教育機関に変わり、生涯学習社会の推進に大きな役割を果たしていくことが強く求められる。また、人口構造、産業構造、社会構造等の大きな変化、また、大学及び社会全体のグローバル化が急速に進む中、大学がその知的活動を通じて、社会全体に対し寄与・貢献できる機会は大きく拡大している。各大学は、その本来的な役割を踏まえつつ、自らの目標を明確にして、その活動を発展させていくことが期待される。また、各種の教育制度も、そうした各大学の取組を奨励・促進させるべく必要な検討が求められる。

本報告で述べる各施策も、そうした大学教育の構造転換を想定した上で、必要と判断されるものを整理している。

加えて、各施策を通じた基本的な考え方として、以下の3点をあげることができる。

第一として、大学教育の構造転換を進めるためには、質保証システムの構築と量的規模の在り方の2点の検討が不可欠ということである。

過去20年間で、我が国の大学数は250校以上、学生数は77万人増加しており、その間、大学・短期大学進学率は、36%から55%に上昇した（大学と短期大学を合計すると、学校数は91校増加、学生数は48万人増加した。）。こうした量的規模の拡大の背景には、大学への進学意欲の高まりの中で、平成15年度からの、

- (1) 大学設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換、
- (2) 「高等教育計画」に基づいて大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針を、基本的に撤廃、

の2つを指摘できる。このうち、(1)は質保証システムの在り方に、(2)は量的規模の在り方に、それぞれ大きく影響している。また、これらの質と量の検討には、国内の状況だけでなく、大学のグローバル化という側面も無視できない。

第二として、質保証システムや量的規模の在り方を具体的に検討するには、多様化・個性化が進む大学をすべて同一に扱うのではなく、機能別分化を前提とすることである。

地域や社会からの要請や学生からの多様なニーズに応えるには、少数の限られた大学だけでなく、多くの大学が、それぞれ個性と特色を生かした教育を行い、我が国全体として多様な教育が提供されていくことが望ましいと考えられる。

各大学は、自らの特長を生かす中で機能別に分化していくことが期待され、その際、大学間の連携協力を通じて、教育活動を補完し合う動きも奨励すべきである。

関連して、各大学が、教育研究の質を向上させ、健全に発展していく上では、各大学にとっての適正規模の確保を通じて、その経営基盤を強化・安定していくことも求められる。

第三として、大学教育への公財政措置の確保である。

意欲と能力のある誰もが学ぶことができる教育安心社会の実現、大学における世界最高水準の教育研究環境の実現、その他多くの課題解決を念頭に置きつつ教育投資が措置されることは、大学教育が多様な者を受け入れ、産業界・地域社会等にとって優れた人材を確保するだけでなく、教育立国としての我が国の発展のために欠かせない。また、各大学における教育の質の向上への努力と、経営の健全化に向けた各大学の規模の適正化を前提として、また、そうしたことを加速するためにも、必要な公財政措置が確保されなければならない。

(第一次報告の構成)

以下では、諮問の3つの内容に沿って、現在まで審議を行った事項について述べる。

本報告は、諮問事項全体を包括する総合的な内容と構成を持つものではなく、現時点までの審議を通じて明らかとなった論点を整理している。したがって、報告中の各検討課題には、

- (1) 速やかな対応を前提として、具体的な改善を提起するもの、
- (2) 大学分科会又は部会等において、さらなる検討を行うこととし、現時点では方向性の提示にとどまるもの、
- (3) 今後、大学分科会又は部会等において、あらためて審議を行うことを前提に、議論の論点を整理するもの、

などがあり、審議の進展状況に応じ、記述の具体性の程度が異なっている。

また、本報告は、できるだけ簡潔な報告となるようにしたため、制度の詳細な説明を省略するとともに、これまで議論されたすべての論点を列挙することはしていない。

「大学院部会」では、教育機関としての大学院の実質化や、産業界からのニーズに適切に対応した大学院教育等について審議しており、その審議についても改めて整理することとする。

また、大学教育の在り方の検討においては、国公立大学の在り方や、地方分権と大学行政の在り方も論点となるため、これは今後、「大学行財政部会」において審議を始めることとしている。

上記をはじめ、中長期的な大学教育の在り方の審議ははまだ途上であり、残された課題については、今後とも、大学分科会として、各界からの幅広い意見もいただきながら検討を進める必要がある。

第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方

1 現状と課題

(質保証の必要性)

- (1) 歴史的・国際的に確立されてきた共通の考え方を整理すれば、大学は、
- ①自主的・自律的に活動する団体であり、
 - ②高度な研究を行い、
 - ③その成果をもって高度な教育を行い、
 - ④上記①～③の結果として、大学固有の性格に基づくものとしての学位を授与するものとされる。そして、その全体の体系が、各国において制度的保証を受けている。
- 大学教育の構造転換の検討においては、学生や社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつも、学位を授与する自主的・自律的な存在として、その教育の質が確実に保証されるものでなければならない。
- 大学教育の質の保証やその向上は、国内社会における大学への信頼の維持・向上の観点とともに、グローバル化が進む中、学位の国際的通用性の観点からも不可欠である。

- (2) 大学教育において保証されるべき質の対象には、学生、教育課程の内容・水準、教員、研究者、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など、様々な要素がある。
- その上で、最終的に保証されるべきは、学生の学びの質と水準である。その保証は、それぞれの大学が責任を持つことが大前提である。
- 学生の質は社会が評価するものであり、その評価を大学が直接コントロールすることはできない。大学ができるのは、学生の質を保証するための体系を適切に整えること、そして、その質が常に向上するような工夫改善を可能とする仕組みを機能させることである。
- 質保証においては、各大学の自主的・自律的な取組が最も重要であり、「学士課程教育答申」で述べたとおり、質の向上の努力を怠る大学があるならば、淘汰を避けることはできない。
- 公的な質保証システムが担うべき役割は、各大学での自主的・自律的な取組を前提とし、それが実質的に機能するよう制度として確実なものとすることである。各大学において、それぞれが掲げる目標に対応した人材養成を実施するための学内システムが備わっていることが担保できるような環境を整え、それを維持することは国の重要な役割である。

(質保証システムの3つの要素)

- (3) 大学の公的な質保証システムとして、
- ①最低基準を定める「設置基準」
 - ②最低基準の担保のための「設置認可審査」
 - ③設置後の「認証評価」
- の3つの要素をあげることができ、これらの関係を再検討するとともに、これらを一体的

に運用していくことが求められる。

- (4) 第一に、設置基準のあらまきは以下の通りである。

教育基本法に大学の規定（第7条）があるほか、学校教育法が大学の目的（第83条）や学位の授与（第104条）等の基本的枠組みを定めている。その上で、文部科学省令である大学設置基準が、「大学を設置するのに必要な最低の基準」（第1条）を定めている。

このような学校教育法や、その施行令・施行規則、大学設置基準（さらに、短期大学、大学院等に関する設置基準を含む。）のほか、学位規則等の一連の条件整備や基準に関するものを「設置基準」と総称している。

- (5) 第二に、設置認可審査のあらまきは以下の通りである。

公立・私立の大学を設置しようとする場合は、文部科学大臣の認可を受けることとされており、その際、文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会（設置審）に諮問し、設置審は、申請に対する審査を行う。国立大学にも、同様の仕組みが設けられている。

申請内容には、認可後の初年度に入学する学生が卒業する年度（完成年度）までの計画（設置計画）が記載されており、その内容が設置基準に適合していることが、設置認可を行うための最低条件である。そのため、設置認可の意義を担保する目的で、完成年度までは、設置計画履行状況等調査（アフターケア）が行われ、設置計画の履行状況を調査している。

なお、設置認可については、「はじめに」で述べたとおり、平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換している。この際、認可事項の縮減や、審査を要しない届出制の導入、審査基準の簡素化を図っている。

- (6) 第三に、認証評価のあらまきは以下の通りである。

平成16年度に始まった認証評価制度により、大学は7年以内に一回、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価を受けることが義務付けられている。

これは、国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に評価する体制を整備する観点から導入されたものである。認証評価では、設置基準に適合していることの確認のほか、各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点からの評価等を行う。

(質保証システムにおける3つの要素の役割と相互関係の検討の必要性)

- (7) 上記の3つの要素からなる公的な質保証システムは、我が国の大学制度において重要な役割を果たしている。一方、各要素の役割と相互の関係について、以下のような意見が出されていることも踏まえ、質保証システムの在り方の再検討を行うことが課題となっている。

- ①設置基準が緩やかになるとともに、準則化が行われたことにより、各大学の主体的な判断による新たな大学等の設置や組織改編が促進された。しかしながら、多様な設置者から、新たな考え方に基づく申請も見られる中、設置基準の在り方について、早急に検討すべきである。
- ②現行の設置基準における各種の例外を認める規定について、その判断基準の在り方を

検証し、今後も常に一定の審査結果が得られることが担保されなければならない。

- ③設置基準の内容の検証は、認証評価の効率的・効果的な実施の観点からも求められる。
- ④設置基準は、最低基準を確保するためのものであるが、認証評価との関係も踏まえ、定量的な基準となっている部分と専門家による審査（ピア・レビュー）に委ねる部分を整理しなければならない。
- ⑤設置認可後のアフターケアにおける指摘について、認証評価における活用の在り方や、アフターケア終了後から認証評価までの間のチェックの在り方等、両者の関係や連続性についてあらためて検討すべきである。

- (8) 質保証の検討に当たっては、諸外国の取組、さらに国際的な動向に留意する必要がある。例えば、アメリカでは、アクレディテーションに関し、全国的な質保証の観点からの見直しが行われている。また、イギリスをはじめEU等の諸外国では、大学の自主的・自律的な質保証を促すための詳細かつ具体的なスタンダードが設けられている。そうした制度・取組について、研究する必要がある。
- (9) 公的な質保証システムの検討においては、現実に大学の多様化が進み、それぞれが自らの役割を果たしていることにかんがみ、機能別分化を前提とすることが求められる。その一方、大学の多様性を前提としつつ、学位の国際的通用性の観点から一定レベルの質が保証されることも要請される。国際的には、いわゆるディグリー・ミルなど大学としての実質を備えていない機関の存在が問題となっているが、学位の国際的通用性の観点からも、我が国の大学が、その質保証において疑義が持たれるような状態をもたらしてはならない。
- (10) 質保証システムをなす3つの要素に加えて、大学の活動を支える公財政支援が質保証システムに果たすべき役割を検討することも課題である。

2 公的な質保証システムの検討

(1) 設置基準と設置認可審査における課題

- ① 設置基準は「最低基準」であるとともに、設置後の「水準の向上を図る」ことを大学に促す2つの性格を持つ（大学設置基準第1条）。また、設置基準には多様な性格を持つ規定が存在しており、その中には定性的な基準も多い。

設置認可審査は、ピア・レビューによって判定がなされており、設置基準のうち、審査基準として適用すべき水準の在り方を常に点検することが不可欠である。従前は、設置基準を補うために、設置審の細則として審査内規が設けられていたが、平成15年の準則化により廃止されている。

さらに、設置認可審査は、書面審査が中心であり、設置基準に定められている事項には、審査時に十分には明らかでないものも存在するため、設置認可後の状態を確実に把握することも求められる。

また、設置基準は、申請者側と審査側の双方に、大学についての共通理解があることを前提に作られている。しかしながら、近年、多様な申請者から、新たな考え方に

基づく申請も見られる中で、設置認可審査において判断に苦慮する事例も生じている。そこで、現行の設置基準には定性的・抽象的な規定が多いことを踏まえ、設置認可審査に際しての具体的な判断指針として有効に機能する仕組みを検討することが求められる。

② 上記の課題を踏まえ、設置基準と設置認可審査に関連し、次のような意見も審議を通じて出されている。

- ア 設置基準の見直しに当たっては、新規の申請が困難な形にならないようにしつつ、設置認可後も厳しくチェックされ、条件を満たさないのであれば退場させるようにすべき。
- イ 大学が自主性・自律性を有し、学位を授与する存在であることは大変重みがあるということが共通に認識されるべき。
- ウ 認可を要しない届出制度は、大学の見識に期待して制度化されたものであるが、本来認可を要すると思われる事例を届出で対応しようとする事例も見られるなどの課題があり、早急な見直しが必要。

③ なお、第4期の大学分科会では、設置基準と設置認可審査のうち、速やかに対応すべきものについて問題提起を行っており、その後、設置審での検討も踏まえ、現在までに以下の事項が対応されたところである。

(設置認可審査に係る課題)

- ・明らかに準備不足の申請に対する審査手続きの改善
- ・申請書類に添付する書類や記載内容の改訂
- ・財政支援を行う自治体との連携の確保

(設置後のフォローアップに係る課題)

- ・届出設置に係る設置計画履行状況調査の実施
- ・認可及び届出に係る書類の公表

④ 以上のような観点から、設置基準及び設置認可審査に関連する制度等について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

ア 平成15年の審査内規等の廃止により、定性的・抽象的な基準となっている部分について、具体化・明確化。

その際、設置基準が、設置認可審査における最低基準と、設置後の水準向上の2つの性格を持つことにかんがみ、設置認可審査時に適用すべき基準に関し、以下の検討。

- (a) 設置基準に規定する内容をより具体的なものとし、設置認可審査における審査基準として活用しやすいよう整理、又は、
- (b) 設置基準と別に、設置認可審査の作業における判断の拠り所とするための、

より具体的な基準を整備。

イ 設置認可時の審査基準としての設置基準に規定すべき範囲。その際、定性的に規定している事項を審査基準として量化する範囲。

ウ 設置認可審査は、書面審査が中心であり、その時点では十分には明らかでない事項の認可後の確認方法。

エ 大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールの実定化。

オ 上記の考え方に基づき、設置基準における以下の事項について、順次具体的に検討。

- ・ 教員要件の明確化（大学設置基準第12条関係）
- ・ 施設・設備における定量的基準（「3」に述べる学生支援や学習環境整備の観点を含む）（同第36・38条関係）
- ・ 研究環境の在り方（同第40条の3関係）
- ・ 情報公開で公開すべき項目の具体化（同第2条関係）
- ・ 独立大学院（大学院大学）の基準の明確化（大学院設置基準第23・24条関係）
- ・ 短期大学設置基準の見直し（専任教員数の算定の見直し）

カ また、以下の事項も、引き続き検討。

（設置基準に係る課題）

- ・ 事務組織、職員に関する規定の見直し
- ・ 通信教育設置基準の見直し
- ・ 学位に付記する専攻名等の在り方

（設置認可審査に係る課題）

- ・ 審査期間の適正化
- ・ 学際分野の審査体制の見直し

（届出制度に係る課題）

- ・ 学年進行中における届出制度の運用の在り方
- ・ 届出設置要件の見直し

(2) 設置基準と認証評価における課題

① 認証評価は、各大学の特色ある教育研究の進展に資するものであることが前提であり、また、大学が自己点検・評価を適切に実施し、その結果が教育の質の向上のために有効に活用されるための仕組みが備わっているかどうかを確認することが重視されなければならない。

② 一方、認証評価を事後評価と見た場合、その性格・目的や、審査すべき「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況」（学校教育法第109条）について、各認証評価機関が具体化する際の一層の工夫が求められる。

認証評価を行うための基準（大学評価基準）の内容は、設置基準に適合しなければならない（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条）とされており、大学評価基準において、設置基準の各条項に規定されている事項がどう対応しているか分かりやすく示すことが求められる。

また、認証評価機関において、設置基準を上回る基準を大学評価基準に盛り込むこ

とも想定され、例えば、具体的認証評価において「不適合」の判定がなされた際に、その根拠となる事由が、設置基準の求める水準を下回るものなのかどうか分かりやすくすることも検討課題としてあげられる。

- ③ なお、各大学では、認証評価の前提である自己点検・評価を通じて、自ら質を高めるために努力していくことが求められており、それについて課題のある大学への公財政措置の在り方や、その際の認証評価結果の活用の在り方について検討すべきとの指摘もある。
- ④ また、認証評価における実務の実態にかんがみ、その省力化の検討を求める指摘もある。
- ⑤ 以上のような観点から、設置基準及び認証評価に関連する制度等について、以下のよう
な検討課題が考えられる。

検討課題（例）

ア 認証評価機関と評価を受ける者が、大学評価基準を共通に理解して認証評価を行うため、設置基準との関係を踏まえた大学評価基準の趣旨や判断項目等の一層の具体化。

また、各認証評価機関が定める大学評価基準のうち、一定のものについて大きく異なることのないような共通化。

イ 認証評価の判定において、以下を明示することの是非。

- (a) 設置基準上の要件を満たしているかどうか、
- (b) 認証評価機関として独自に設けた大学評価基準を満たしているかどうか、
- (c) 設置認可時の設置計画の内容とおりの内容が履行されているかどうか。

ウ 認証評価の結果が不適合となった場合、その結果及び理由と設置基準等との関係の整理、また、その結果の取り扱い。

エ 自己点検・評価と認証評価等の各種評価システムの在り方及び省力化。

(3) 設置認可審査と認証評価における課題

- ① 設置認可審査は、学部・学科等の教育研究上の組織を単位として行われる。それに対し、認証評価は、機関別の評価活動である。

一般的には、機関別評価のみでは、各学部・学科等の教育課程の内容や専任教員の適格性まで踏み込んで評価することは困難である。

また、アフターケアの結果を認証評価で参照するかどうかは、各認証評価機関の任意とされている。

こうしたことから、設置認可審査やそのアフターケアを通じて明らかになった課題等を、認証評価に引き継ぎ、その大学の質保証に生かすという質保証のシステムにおける一貫性や体系性について検討が求められる。

- ② 以上のような観点から、設置認可審査及び認証評価に関連する制度等について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 専門職大学院以外の大学における分野別評価の導入。ただし、分野別評価の実施に想定される実務量に留意。
- イ アフターケアが完成年度までであるのに対し、認証評価は7年以内に一度であり、この2つの接続と連携。
- ウ 法令違反状態の大学に対する是正措置として、設置審への諮問を経て、(a)改善勧告、(b)変更命令、(c)学部等の廃止命令、(d)学校閉鎖命令の段階的な措置が制度化されている（学校教育法第15条、第13条）が、アフターケア終了後に、大学における設置基準の適合性の確認方法。
- エ 現行の設置認可と認証評価の関係は、大学による自主的・自律的な質保証が行われることを前提としており、これを十分に機能させるための仕組み。
- オ 所定の期間内に、認証評価を受けない大学があった場合の対応。
- カ 専門職大学院における認証評価の特例措置（免除規定）の在り方。

3 学生支援・学習環境整備の検討

- (1) 従来、大学の在り方に関する議論では、教育と研究が着目されてきた。しかしながら、学生支援や学習環境整備について、十分な議論がなされてきたとは言えない。
この場合、学生支援とは、経済的支援にとどまらず、履修指導や、進路・就職相談等を含む。また、正課外教育の在り方、例えば、図書館等の学習環境や、部活動を含むキャンパスライフについても、質保証の観点からの検討が求められる。
- (2) 学生支援や学習環境整備の充実に当たっては、学生の多様化が進展している現状や、国の内外から幅広い年齢層の者が、学生や教員・研究者として集い、相互に交流しながら、学んでいく場をどう整えるかが課題となる。また、優れた学生を広く世界から集めるなど、我が国の大学の国際競争力の向上の前提でもある。
- (3) 以上のような観点から、学生支援・学習環境整備に関して、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 質保証において、学生支援に係る事項の重視。
- イ 学生生活の場として大学に求められる機能。
- ウ 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための、学生の履修指導や就職支援、経済的支援等の総合的な学生支援・学習環境整備の在り方。

4 学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成

- (1) 現在の設置基準の諸規定や諸制度は組織を中心に構成されており、これを、学位プログラムを中心としたものに再整理することの必要性は「将来像答申」以降指摘されてきた。
- (2) 大学制度や教育活動について、学位を与えるプログラム中心の考え方に再構成することで、公的な質保証と、大学の自主的・自律的な質保証を実現していくアプローチが考えられる。
その場合、以下のようなメリットが考えられる。
 - ① 学位プログラムを中心とする大学制度の整理は、大学の教育目標の明確化と、体系的な教育課程の整備につながる。
 - ② また、各大学が、自らの提供する教育の中身を明確にすることは、分かりやすい大学情報の提供につながり、世界の優秀な学生や教員・研究者の確保等を通じ、国際競争力向上にも重要。
- (3) ただし、学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成については、そもそもの見直しの必要性や、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけ団体性や自律性との関係もあり、導入の是非について、委員間の共通理解を図りながら引き続き審議を行うこととする。
- (4) 以上のような観点から、学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成に関して、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 学位プログラムを中心とした大学制度を導入する意義。
 - ・学位プログラムの導入の必要性
 - ・学位プログラムが大学教育の課題の解決に向けて果たす役割
- イ 学位プログラムの実施に係る教育課程等。
 - ・学位プログラムと大学の教育研究の基本組織（学部、研究科、学科等）との関係
 - ・学位プログラムの教育の責任主体
 - ・学位プログラムの実施に係る教育課程等の在り方
- ウ 学位プログラムを中心に整理した場合の大学の管理運営の在り方。
 - ・教員の所属組織の在り方
 - ・学生の所属組織及び履修支援等の在り方
 - ・大学全体のカリキュラム・ガバナンス体制と学位プログラムとの関係
- エ 学位プログラムを中心に整理した場合の学校教育法の規定やその他の関係法令の規定等の在り方。
 - ・学校教育法の改正事項の整理
 - ・大学設置基準等の改正事項の整理

第2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

1 現状と課題

(国際化の視点の重要性)

- (1) 大学は、中世ヨーロッパで登場して以降、国を越えた学生や教員・研究者の移動・交流や、国際的通用性を前提とする学位の授与など、その教育と研究は本来的にグローバルな活動を伴う。

大学の国際化、すなわち、国の内外から広く優秀な学生、教員・研究者を集わせ、大学の教育・研究機能を高めることは、高度な研究と全人格的な教育を行う大学の内在的要求に応えることである。特に、多様な文化や背景を持つ者がともに学ぶことは、新たな知的発見を通じ、知識技能のみならず、人格的にも大きな成長が期待できる。ややもすれば内に閉じていると指摘されることがある我が国においてこそ、大学教育のグローバル化に積極的に取り組み、大学教育の構造転換を果たすことが求められる。

同時に、急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、大学の教育研究機能が、社会の発展を支える重要な要素のひとつとして、我が国の国際競争力を高めることに貢献することが求められている。

- (2) 我が国の大学は、理工系を中心とした研究面で国際的に評価される優れた成果が多い。しかし、留学生や、海外の優れた教育者・研究者の受入れ、また、海外の大学との教育の連携に課題があり、我が国の大学が有する優れた研究能力が、必ずしも我が国の大学の国際的な魅力に結びついていない。

- (3) 学生や教員・研究者の国際的流動性が急速に高まる中、各国では、短期教育プログラムや教育連携プログラムの開発、大学間ネットワークの構築等、今後を見据えた体制整備をはじめ、積極的な取組が見られる。

我が国の大学が、機能別分化が進む中で、上記の国際的な動向に対応して時機を逸することなく、魅力ある教育を提供し、そして、その情報を積極的に発信することは、大学間の国際的な競争と協働における基盤となる。

(質保証における国際的な潮流)

- (4) 「第1」で述べた大学教育の質保証は、国際的にも重要視されている。

一般に、アメリカでは、事後評価としてのアクレディテーションが重視され、また、ヨーロッパでは、設置認可制度と事後評価を組合せた公的な質保証システムが構築されている。

こうした各国による質保証システムの構築については、2005年のユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」により、各国政府が、それぞれの高等教育の質を確保すべきこととされている。

- (5) アメリカでは、最近の高等教育法改正(2008年8月)により、アクレディテーショ

ンに関し、学生の学習到達度や適正手続き、情報公開等について新たに定められている。

イギリスやEUでは、大学や学位の在り方について、詳細かつ具体的なスタンダードが定められている。近年、イギリスでは、設置認可・機関評価等に際しての制度や基準を定めた「アカデミック・インフラストラクチャー」（高等教育の枠組み、分野別の基準、各大学のプログラム概要、行動規範の4種類）の整備が行われている。また、大学の教育活動に関する情報公開も積極的に行われている。

そのほか、ヨーロッパでは、EUの経済力強化の「リスボン戦略」の一環として、2010年までに「欧州高等教育圏」を創設することとしている。これは、各国の学位制度を共通の枠組みに整理するとともに、「質保証の基準・ガイドライン」により、各国において内部質保証と第三者機関による外部質保証の実施を求めるなど、質保証に関わる諸施策を重視している。

これらは、国境を越えて、学生や教員・研究者の流動性を促進する上で、また、単位互換やジョイント・ディグリー等の教育活動を促進する上での基盤となっている。

- (6) 近年の高等教育の拡大や国際化の進展の中、高等教育の多様な質を評価することの重要性への認識が高まっている。

政府・大学・質保証機関による学習成果の評価方法の改善のため、OECDは、学習成果の評価（AHELO：Assessment of Higher Education Learning Outcomes）に関する国際的な検討の可能性を探るフィージビリティ・スタディ（試行的に試験を行い、本格的な実施可能性を明らかにすること）の実施を提案している。

これを受けて、我が国は、AHELOについて、工学分野に参加することとしている。

- (7) また、民間等による国際的な大学評価活動については、様々な課題が指摘される一方、影響力を増しているとの指摘がある。

例えば、イギリスのタイムズ紙の高等教育別冊が公表する大学ランキングでは、①各国研究者のピア・レビュー、②雇用者からの評価、③学生一人当たり教員比率、④教員一人当たり論文引用数、⑤外国人教員比率、⑥留学生比率の6指標に重み付けをしてランキングを算出している。そのほかにも、上海交通大学やバリ国立高等工業学校等による分析等、世界中において様々な観点から、評価活動が行われている。

また、EUでは、大学教育等を評価対象とする新たな大学ランキング・システムを模索する動きも見られる。

2 大学の国際競争力向上のための方策

- (1) 大学のグローバル化に際しては、大学の質保証への総合的な取組が、国際競争力向上に欠かせない。

ヨーロッパでは「欧州高等教育圏」の構築を通じて、教育の質保証のための枠組み作りが進みつつあるなど、各国・各地域が積極的に取り組んでいる。

学位の国際的通用性の観点からは、諸外国の質保証制度や取組の動向を注視する必要がある、これらのうち、我が国の質保証システムに参照すべきものとして、どのようなものがあるか、さらなる検討を行う。

(2) その際、次のような点に留意する。

① 人材養成目的に沿った組織的・体系的な教育の実施

大学の国際競争力について考える場合に、(a) 大学で行われる研究・教育の目的と内容が明確であること、(b) その目的と内容に相応しい教育を提供すること、(c) 授与される学位が国際的に通用するものであることが求められる。

大学で提供される教育が、上記の観点を踏まえつつ、人材養成の目的に沿って組織的・体系的なものとなるよう、大学全体として対応することが望まれる。

② 各国の動向を踏まえた対応の必要性

ヨーロッパでは、ポーランド・プロセスの導入に伴い、学修期間の短期化、教育課程のモジュール化が進められており、これらの国の大学との交流に際し、流動性を高めるための短期留学、単位互換やダブル・ディグリー等を積極的に推進することが求められている。

また、アメリカでは、有力大学を中心に学部学生の留学が促進されており、各国では、こうした需要に対応すべく、短期プログラムや教育連携への取組が見られる。

このほか、国際的共通言語としての英語の役割が浸透する中、英語圏の大学が多数の留学生を集めており、それに対して、非英語圏諸国でも、英語のみで提供される授業を通じて、単位や学位が取得できるコースの設置が進められている。

③ 情報発信の重要性

我が国の大学に関する情報を効果的に発信するには、まず、我が国の大学の教育研究成果について積極的な情報の発信と提供が欠かせない。特に、日本ならではの教育研究上の成果が十分に発信され、日本の大学教育が、世界の学生、教員・研究者に魅力あるものとして伝える努力が求められる。

その上で、我が国の大学制度に関する情報提供が欠かせない。

我が国全体の大学の信頼性を高めるため、設置基準、設置認可審査、認証評価といった日本の質保証システムの内容について積極的に情報提供していくことが望まれる。また、情報提供の在り方として、国際的な情報発信媒体の活用も視野に入れることが考えられる。

関連して、我が国の大学制度に用いられる用語を、英語で適切に表記することの検討も求められる。

例えば、「学部」「学科」「課程」「研究科」「専攻」「大学院」等の用語には、組織としての意味と、学位プログラムとしての意味の両方があり、これらの用語の英語表記について、質保証システムの検討ともあいまって検討が求められる。

「第1」の「4」で取り上げた「学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成」は、我が国の大学の学位の内容を分かりやすいものとし、その国際的通用性を保証する上でも有効と考えられる。

(3) 以上のような観点から、大学の国際競争力向上のための方策について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 国際的に評価される教育を行うための方策。
 - ・教育内容の明確化
 - ・学位の国際通用性の向上
 - ・交換留学、短期交流の促進
- イ 組織的・継続的な教育連携関係の構築。
 - ・国際的な大学ネットワーク形成への対応
 - ・質の保証を伴った国際的な共同教育プログラムの促進
- ウ 国際化に関する評価。
 - ・大学の国際化に係る評価とその活用
- エ 国際的な情報の発信。
 - ・我が国の高等教育に関する情報発信強化

3 世界的規模での大学に関する評価活動への対応

- (1) AHELO を通じて、学習成果に関する国際的な評価活動に参画することは、我が国の大学の質保証の在り方を検討する上で不可欠である。我が国としては、評価方法の検討も含めて、フィージビリティ・スタディの実施に向けて、積極的に取り組むべきである。
- (2) 国際的な大学評価活動が広く見られるようになった背景としては以下の2つなどが考えられる。
 - ①学生等の国際的な流動性が急速に高まっていること、
 - ②大学の国際競争力が、国の国際競争力の向上に直結するとの認識が高まり、国際的にも関心が高まっていること、また、国際的な大学評価活動は、ややもすれば、限られた情報に基づく一面的な評価につながる懸念もあるが、その一方、諸外国の大学における活動に対する調査と分析は、我が国の大学の質保証の在り方を検討する際に参考となる上に、各国の大学の強みと弱みの分析にも有用との意見もある。

国際的な大学評価の活動については、他国の動向も踏まえつつ、大学教育の国際的通用性、国際競争力に関する諸課題とあわせて、引き続き対応を検討すべきである。
- (3) 以上のような観点から、国際的な評価活動への対応について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア AHELO に係る今後の対応。
 - ・我が国の大学教育が適切に評価される国際的な指標の開発
 - ・AHELO への参加の知見を生かした我が国独自の評価指標の在り方

イ 国際的な評価活動への対応。

- ・国際的な評価活動の意義
- ・国際的な評価活動における評価の視点等の分析と活用
- ・我が国大学の情報発信の促進

第3 人口減少期における我が国の大学の全体像

1 現状と課題

(量的規模の検討の必要性)

- (1) 18歳人口の増減や、高等教育への進学動向を踏まえ、高等教育機関の整備を計画的に行うことを目的として、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された(平成12～16年度は「将来構想」)。高等教育計画では、18歳人口の増減等に基づき、計画期間中の進学率や入学定員の規模等を想定した上で、大都市圏における大学等の新增設を抑制するなど、地域別・分野別の抑制方針について定めていた。

「はじめに」で述べたとおり、近年の大学数・学生数の増加には、大学への進学意欲の高まりの中で、平成15年度から、大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針を、基本的に撤廃したことが影響している。

- (2) 人口構造・産業構造・社会構造等が大きく変わる中、大学教育の構造転換に積極的に取り組むことが必要であり、そうした構造転換を想定しつつ、量的規模について検討することが求められる。

その際、我が国が成熟した国家として、大学教育を通じ、知性ある公共的な市民をいかに育成していくかという基本的理念を欠かすことはできない。また、我が国の国際競争力の維持・向上の観点、地域の人口動態の動向、大学教育と対象とする学生像、また、卒業後の進路も踏まえた教育内容・方法、学生支援・学習環境整備等の多様な論点が考えられる。

- (3) 量的規模の検討に関連して、大学教育の質保証の前提でもある健全な大学経営を促すために、具体的に制度を見直していかなければならない。また、情報公開の促進も求められ、これらを一体的に検討することとする。

(量的規模と経営に関する論点の整理)

- (4) 上記の問題意識を踏まえるならば、大学の量的規模と経営に関する多岐にわたる論点について、以下の3つに整理することができる。

- ①大学全体に関わる事項：全体の量的規模の検討(分野別・地域別等を含む)
- ②大学相互間の関係：機能別分化、大学間連携の促進、組織見直しへの支援
- ③各大学の取組：教育研究組織や収容定員の見直しへの支援、情報公開の促進、経営改善に取り組んでいる大学への支援、収容定員の取扱いの適正化

- (5) 上記のうち、第一として、大学全体に関わる現状に関し、以下を指摘することができる。

- ①我が国が18歳人口だけでなく人口全体の減少期を迎えており、一方、国際的にも大学教育の改善・充実が大きな課題。
- ②国際比較によれば、我が国の大学進学率はとりわけ高いとは言えない。ユネスコの統計によれば、日本の大学進学率44%に対し、例えば、北欧諸国やオーストラリア等

では70%を超えているなど、50%以上にある国は少なくない。

- ③また、我が国は、社会人・高齢者・留学生など多様な学生層の受入れの割合が低い。欧米の多くの国では、大学生の一定の部分を25歳以上の者が占めており、OECD平均では、入学者のうち25歳以上の者の割合は20.7%であるのに対し、日本では2%程度にとどまる。また、学生に占める留学生の割合は、学士課程・修士課程ではOECD平均7.3%に対し、日本は2.6%。また、博士課程では、OECD平均15.9%に対し、日本は16.1%。
- ④全国的に見れば、全体としての進学率は上昇したが、依然として地域により進学率に差異が存在。

(6) 第二として、大学相互の関係に関わる現状に関し、以下を指摘することができる。

- ①「将来像答申」は、大学の機能別分化の促進を指摘しており、今日まで大学の個性化・特色化も進展。
- ②平成20年には、教育課程の共同実施制度、学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が創設。また、コンソーシアム形成の進展は、大学相互間の単位互換の促進、機能共有化を通じた経営効率化、転学支援にも寄与。
- ③大学数は増加したが、大学と短期大学を合わせると、平成13年度のピークより45校減少（平成20年度1,183校）。
- ④大学の入学定員は増加傾向にあるが、これは短期大学から大学への転換による面もあり、大学と短期大学を合わせた入学定員は、平成11年度のピークより43,260人減少（平成20年度65万7,827人）。
- ⑤平成13年度以降、大学の再編統合を通じて、経営基盤の強化を図った例がある（国立大学：29校→14校、公立大学：18校→7校、私立大学：9校→4校）。なお、これに伴う入学定員減は、国立大学で310人、私立大学で112人となっている（公立大学は221人増）。

(7) 第三として、各大学の取組に関わる状況に関し、以下を指摘することができる。

- ①今後、我が国の人口が減少する中で、既に、37.1%の大学法人が、単年度の授業料等収入で経常的な支出をまかなえていない。
- ②私立大学の47.1%、私立短期大学の67.5%で入学定員が未充足。また、大学院については、収容定員と実態に大きな乖離が見られ、大学の提供する教育と学生ニーズが合致していない事例もある。
- また、大学の規模や立地の状況に着目すると、比較的規模の小さな大学や、地方において、入学定員の平均充足率が低い傾向。
- ③我が国の今後の18歳人口は、全国的には、当面、比較的横ばい傾向だが、地方部で大きく減少することも予想される。
- ④大学等を設置する学校法人は、在学者等利害関係人に対し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を閲覧に供することとされている。
- また、主体的に財務情報等の一般公開を行う学校法人や、事業報告書に、入学者数・在籍者数、入試に関する状況（志願者数、受験者数、合格者数等）や就職・進学状況等を記載する学校法人も少なからず見られる。

⑤経営基盤強化を図る取組の現状

教育の質向上のために経営基盤の安定が不可欠であることは、大学関係者間においても認識されており、限られた教育研究資源を効率的に活用することで、経営基盤強化を図る取組は、既に様々な方法により自主的・自律的に進められている。

ア 大学間連携の強化

コンソーシアムの結成、複数大学による教育課程の実施に向けての構想等が進んでいる。

イ 地方公共団体との連携

事業面での協力、地方公共団体関係者の学校法人役員としての参画等、多様な事例がある。

ウ 学部・学科等の改組、入学定員の調整

改組により新たな需要喚起による経営改善を目指す事例も多くみられる。この場合、学生定員の増減を伴うこともある。

今後の見通しに基づき、学部・学科等を廃止し、他学部等に統合するという判断を行った設置者もある。この場合には、在学生の教育を支障なく実施し、地域を含む関係者の十分な理解の下に構想を進めていく必要がある。

エ 大学・学校法人の組織の一元化

近年の事例として、同一法人内での大学の統合、学校法人間の合併による大学の統合再編が見られる。

2 大学全体に関わる事項

- (1) 大学教育の量的規模を検討する際には、我が国の発展に大学が果たすべき役割にかんがみ、社会人、高齢者等の大学就学の充実やグローバル化を踏まえなければならない。

大学教育の構造転換を果たしていく中で、18歳人口を主たる入学者として想定する現行の大学教育を、一人ひとりにとって、恒常的に知識技能を身につけられる場に大きく転換していくことが強く求められる。国の内外から幅広い年齢層の者が集ってともに学ぶことは、高度な研究と全人格的な教育を行う大学の内的欲求にも応えるものである。

これまでも「将来像答申」等の累次の答申を通じて、大学教育を通じた生涯学習社会の推進に関する提言を行ってきたが、その具体化をさらに進める検討が必要である。

近年、我が国では社会人学生の入学は停滞している。例えば、社会人学生を積極的に受け入れているとされる大学院の専攻は800程度存在し、これは、全体のほぼ半数となる。しかしながら、その多くの実態は、ほぼ従来型の大学院であり、十分に社会人に対応したものとなっていないとの指摘もある。大学が多様なニーズと潜在的な需要があると想定される中で、どのように対応するかが問われている。

そのほか、量的規模の検討においては、人口構造、産業構造、社会構造等の大きな変化、また、大学及び社会全体のグローバル化が急速に進む中、各大学が果たしていくべき役割を踏まえることが求められる。例えば、大学への進学需要や、卒業後の労働需要のほか、教育の質の観点も、量的規模の検討に際して考慮する必要がある。また、授与する学位の国際的通用性や、その裏付けとなる単位の実質化が求められている中、大学の質を強化し、学生の学修意欲を高めていくように、教育内容・方法を見直していくことを前提とするならば、適正な量的規模について多様な議論が可能であるとの考え方もある。

- (2) かつての「高等教育計画」では、18歳人口の増減の動向、進学率、大学の質的な充実の観点等を踏まえて、大学等の新増設が抑制されたように、主に規模の上限が念頭に置かれた。

それに対し、今後は、人口構造・産業構造・社会構造等が大きく変わる中で大学の果たすべき役割や、大学の国際競争力の向上が重要な課題となっている状況を踏まえ、必要な規模又は政策的に望ましい（又は妥当な）規模に着目した検討が必要と考えられる。

なお、量的規模の検討においては、上記の「高等教育計画」のほか、諸外国における施策も参考とすべきである。

- ① アメリカ・カリフォルニア州の「教育マスタープラン」では、州立大学・カレッジを機能別に三種類に分化し、それぞれに対する学生の受入規模を明示。
- ② イギリスでは、18～30歳人口の一定割合が高等教育に進学することを政策目標とし、若年層の進学意欲を高めるプログラム等を展開。

- (3) 以上のような観点から、これらの大学全体に関連する制度等について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 18歳人口だけでなく、我が国の人口全体が減少期を迎えた中、我が国の発展に大学が果たすべき役割にかんがみ、社会人、高齢者、留学生等の大学就学の充実やグローバル化を踏まえた量的規模の検討。
- イ 国際的にも大学教育の改善・充実が大きな課題となっている中、我が国の大学教育について、学士・修士・博士ごとに、およその規模の検討。
- ウ あわせて分野別（とりわけ計画的養成を必要とする分野）や地域別の在り方について、一定の考え方の検討。

3 大学相互間の関係

(1) 機能別分化の促進

- ① 大学を取り巻く環境が大きく変化する中、「将来像答申」では、機能別分化の分類として、
 - (a) 世界的研究・教育拠点、
 - (b) 高度専門職業人養成、
 - (c) 幅広い職業人養成、
 - (d) 総合的教養教育、
 - (e) 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、
 - (f) 地域の生涯学習機会の拠点、
 - (g) 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）、の7つを掲げている。
- ② 規模の検討に当たっては、各大学が、それぞれの地域や社会等の期待に応えながら発展していくことを想定し、大学の機能別分化の促進について具体的な検討を進めるべきである。

- ③ そこで、今後、機能別分化の在り方について、大学を取り巻く今日的な状況等も踏まえて、引き続き研究する。あわせて、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 各大学の自主性を尊重しつつ、機能別分化を促進する方策（制度面、財政面）。
- イ 各大学が連携協力して、人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図る方策。
- ウ 大学が機能別分化していく中での質保証の在り方。

(2) 教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設

- ① 大学教育の一層の充実を図る観点からは、各大学が自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化するとともに、他大学との連携を進めることによって、大学教育全体としてより多様で高度な教育を展開していくことが重要である。

このため、各大学が連携協力し、それぞれが有する人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図る取組の一層の促進を図ることが求められる。

- ② 平成15年以前の国立大学では、国立学校設置法施行規則において、大学附置の全国共同利用施設が個別に規定されていた。

しかしながら、法人化後にこの規定は廃止され、その設置改廃は各国立大学の判断に委ねられることとなった。

学術研究分野に関しては、平成20年に国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化（学校教育法施行規則の改正）され、既に7拠点が認定されている。また、拠点に対しては別途財政支援も講じられている。

一方で、優れた教育や学生支援を行う機能や施設に関しては、同様の仕組みは設けられていない。そこで、学術研究分野に加えて、教育や学生支援における大学間ネットワークの構築に関する検討が必要となっている。

- ③ 以上のような観点から、大学間の連携・協力を通じ、機能を補完するための施策の速やかな導入のため、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設）

ア 制度の概要

複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点を整備・運営する場合の文部科学大臣認定制度を創設（学校教育法施行規則の改正、認定基準は文部科学省告示）。

イ 具体的な拠点の例

- ・留学生を対象とした日本語教育センターや多様な支援機能を備えた学生用宿舎
- ・大型練習船
- ・演習林、農場
- ・スポーツ施設
- ・英語教育や情報教育の拠点

- ・FD・SD センター
- ウ 認定基準（骨子案）
 - ・複数大学が連携して実施することにより、大学教育の充実特に資すると認められる、以下の取組を行う拠点であること。
 - ・学生に対する教育
 - ・学生支援
 - ・大学の教育力強化のための調査研究等
 - ・教育研究成果の学外への提供
 - ・学則等に適切に位置づけられた施設であること。
 - ・全国的な利用拠点に限らず、地域的な活動を行う拠点も対象とすること。
 - ・共同利用拠点の運営に係る重要事項に関して、当該拠点の長の諮問に応じる機関として、一定割合の外部委員を加えた運営協議会を置くこと。
 - ・共同利用の応募は公募により行うこと。
 - ・共同利用に対する技術的支援等の必要な支援体制が整っていること。
 - ・その他拠点の種類等に応じて定める要件を満たすこと。

4 各大学の取組

(1) 大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援

- ① 上記「2」のとおり、今後、大学の量的規模について検討することとしており、その際、大学教育が社会に果たす積極的な役割にかんがみて、(a) 進学率の動向（現在、大学・短期大学で55.3%）、(b) 社会人学生や留学生の増加（現在、学士課程入学者のうち、社会人は2%程度、留学生は2.0%）、(c) 我が国の社会や産業界に必要な人材需要、等の観点からの検討も必要となる。
- ② 一方、私立大学の定員充足率が低下傾向にあり、今後、18歳人口は、地方部を中心にさらに大きく減少するという見通しに立つとき、教育の質と経営基盤の安定が表裏一体のものであることを踏まえ、大学が自主的な教育研究組織や収容定員の見直しを行う場合の支援策について、速やかに整備することが求められる。
- ③ 以上のような観点から、各大学がそれぞれの持つべき機能を考慮した上で構想する、自主的な教育研究組織や収容定員の見直しに関連する制度等について、速やかな導入のため以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

ア 規模の検討に関連して、大学教育の質保証の前提でもある健全な大学経営を促すために、私立大学に関する具体的な制度の見直し。

とりわけ、18歳人口の地域別の動向等も踏まえ、大学の適正規模の観点から、大学の自主的な教育研究組織や収容定員の見直しも想定されるため、それに対する支援策。

(複数大学の連携に関する検討例)

- ① 複数大学による教育課程の共同実施や地域コンソーシアムの取組への支援の充実。
- ② 複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援の取組に関して、複数大学が共同で利用する拠点を整備・運営する場合の認定制度の創設(3(2)の再掲)。
- ③ 複数大学が、地域における知の拠点としての役割を担うため、一元化により一定規模以上の収容定員を確保しつつ、経営の効率化を図ること等を条件として、その準備経費や激変緩和措置など、時限的な支援。

(各大学の取組に関する検討例)

- ① 定員調整に向けた取組(設置基準の専任教員数の刻みの見直し)。
(例) 実情に応じた定員調整をやすくするため、短期大学について、設置基準上の専任教員数の刻みの見直し。
- ② 計画的な定員調整の支援。
(例) 入学定員の調整により経営改善を目指す計画を策定した大学等を一定期間支援。
この場合に、計画期間において入学定員より低い募集定員を臨時的に設定することを認める。また、一定期間後に経営が改善されていれば、入学定員の調整については弾力的に取り扱う。
- ③ 入学定員重点化に対する支援。
(例) 強みのある学部等に定員を集中し、厳しい状況にある学部等を募集停止する場合に、募集停止する既存の学部等についても一定期間は支援を継続。
(現在、私立大学では、学部等の募集停止を行うと財政支援の対象外。)

イ 高等教育機関の全国的な地域配置の状況や、学部・学科等の学問分野構成についての情報収集と提供、また、人材需要動向についての予測等の恒常的な把握・提供に関するシステムの整備。

ウ 学校法人の経営困難、経営破綻時の支援(ガイドラインの作成、学生の就学機会確保のための支援策、募集停止後の支援の在り方の検討)。

(2) 大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化

- ① 収容定員は、大学の規模や教育環境との関わりの中で定められているが、質保証の観点から、国公私立を通じ適正な定員規模の取扱いのための取組も求められる。
- ② 定員超過に関する国立大学と私立大学における取扱いは、それぞれ以下の通りである。
国立大学では、運営費交付金の取扱いに関し、一定の定員超過率(平成20年度は1.3倍、21年度は1.2倍、22年度より1.1倍)以上の学生数分の授業料収入相当額の100%を国庫納付するなどの取扱いとされている。
私立大学では、一定の定員超過率以上にある学部等への経常費補助金を減額又は不交

付とするなどの取扱いとされている（収容定員の1.07倍以上になると段階的な減額措置があり、収容定員の1.5倍又は入学定員の1.3倍以上になると不交付とされる（入学定員については経過措置あり））。

なお、入学定員に対する超過率が1.3倍以上の場合に、学部等の設置を認可しないこととされている。

- ③ また、定員割れに関する国立大学と私立大学における取扱いは、それぞれ以下の通りである。

国立大学では、収容定員に対する在籍者数が90%を下回った場合、運営費交付金の積算のうち学生受入れに要する経費措置額の未充足分に相当する額を国庫納付するなどの取扱いがある。

私立大学では、在籍学生数の収容定員に対する割合が一定以下である学部等への経常費補助金を減額又は不交付とするなどの取扱いがある（収容定員に対する在籍学生数が91%未満の場合に段階的な減額措置があり、50%以下の場合には不交付）。

- ④ なお、国立大学法人については、文部科学大臣が定める「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」に基づき、法人のミッションに照らした役割や機能別分化の促進の観点、分野ごとの需給見通し等を勘案しつつ、教育の質の維持・向上の観点から、大学院博士（後期）課程、法科大学院等の自主的な入学定員や組織等の見直しを進めることとされている。

- ⑤ 以上のような観点から、大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化に関連する制度等について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

ア 定員割れをしている学部等の設置認可の厳格化

（例）学部や大学院の定員充足状況が一定規模以下の場合に、大学全体の収容定員増となる学部等の設置認可は行わない。

イ 定員超過の取扱いの厳格化

（例）適正な定員管理は、質保証の観点から重要であり、大学の設置認可その他の取扱いにおいて、学部等の定員の超過状況を一層勘案する。

この場合、小規模大学等に配慮。

また、国立大学についても当然のこととして、適正な定員管理が求められる。

5 情報公開の促進

- (1) 進学希望者の進路選択に資するとともに、社会への説明責任を果たす観点から、各大学の教育研究活動や各学校法人の経営状況に関する情報公開を一層促進することが求められる。

教育の質保証の観点からも、教育研究の評価と合わせて、財務・経営に関する情報が

公開されていく必要がある。

- (2) 以上のような観点から、情報公開の促進に関連する制度等について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

- ア 教育研究活動に関する情報公開の促進。
（例）教育研究活動に関する情報公開を一層促進するため、具体的な対象を法令等に規定。
- イ 財務・経営情報に関する情報公開の促進。
（例）学校法人の財務状況や志願状況等の経営情報の一層の公開を促進するための各種取組。